

ESS 第一種研究会 外部資金 受入申請書 兼 承認通知書 兼 実施報告書

研専/特別研専名(略称) :

研専等担当者・連絡先: 氏名・電話番号・Email

受入申請日: 年 月 日

受入承認日: 年 月 日

実施報告日: 年 月 日

A. 資金提供元情報	研専等担当者が受入申請時に記入 (別紙 無)
(1) 名称 (2) 所在地 (3) 事業概要 (4) URL (5) 資金提供の目的 (6) 資金提供に至る経緯 (7) 担当者・連絡先	
B. 実施計画	研専等担当者が受入申請時に記入 (別紙 無)
(1) 受入金額 (2) 受入予定日 (3) 機会提供等の計画 (実施日・実施内容) (4) 受入資金の使途明細 (5) ガイドライン確認結果 (適合／不適合)	
C. 受入承認	ESS 担当者 (事業担当幹事) が受入承認時に記入 (別紙 有・無)
(1) 承認番号 (2) 承認条件	
D. 実施実績	研専等担当者が実施報告時に記入 (別紙 有・無)
(1) 受入金額 (2) 受入日 (3) 実施機会提供の実績 (実施日・実施内容) (4) 受入資金の使途明細 (5) ガイドライン確認結果 (適合／不適合)	

補足説明

『研究専門委員会による第一種研究会に係る外部資金の受入に関するガイドライン』に該当する外部資金受入については、ESS運営委員会への報告が必要です。前頁の様式に必要事項を記載して、ESS事業担当幹事 (ess-jigy@mail.ieice.org)へご送付ください。

ガイドラインは下記で確認できます。

https://www.ieice.org/jpn_r/event/kenkyukai/index.html?id=kaisai_05

ガイドラインで「本ガイドラインで対象とする外部資金は、年度単位で受け入れるものを指す。特定の研究会における情報提供の機会などに係る経費として、都度徴収する費用は対象としない。」と定められています。ここで「ガイドラインの対象としない」とは、ガイドラインで求められている報告は不要、という意味です。都度徴収するような外部資金は受入れてはならないという意味ではありません。例えば、下記のような受入は認められますし、報告も不要です。

- ある特定の回の研究会で、企業ブースを設置して対価を受け取り、当該回の会場費（の一部）に充てる。
- ある特定の回の研究会で、現地の自治体等から開催助成を受け、当該回の会場費（の一部）に充てる。

特定の回の開催だけで使い切らない資金を外部から受け入れる場合は、前頁の様式により報告をお願いします。報告の要否が不明な場合など、何か不明点があればESS事業担当幹事までご相談ください。